試験傾向を徹底分析した『テキスト』

教材費は受講料にすべて含まれています! (ウ、カカト過 メロトロロム集等は除く)

基礎講座<主要4科目編><マイナー科目編>使用テキスト

インプットとアウトプットを一体化した効率的な学習体系を構築! わずかGカ月で合格した著者の記憶法の全てが、ここに!

山本浩司の

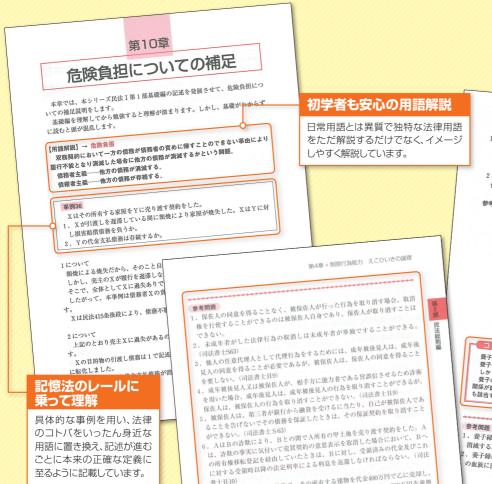
オートマシステムシリーズ

【山本浩司著 早稲田経営出版】

「山本浩司のオートマシステム」は「インアウト」と「記憶法重視」で効率的な学習を可能にします。「インアウ ト」とはインプットの段階で過去問を解くことで、インプットの段階から出題パターンを知ることができ、合格 レベルまでの時間を短縮できるというもので、「記憶法重視」とはどうしたら記憶できるか、という視点で書 かれているので読者は読むだけで山本式記憶法を体感できる、という2つの特徴をもっています。この2つ の方法による学習で自動的に合格に必要な学習法を本書で体感することができます。



※テキストの表紙デザインは変わる場合があります。



ELILIU) 成年被後見人甲は、単独で、その所有する建物を代金400万円で乙に売却し、

・ 成年被後見人甲は、単独で、その所有する建物を代金400万円で乙に売却し、この代金のうち、30万円を丙に対する債務の返済にあてた上、200万円を選集に、120万円を主活費にそれぞれ使い、残りの50万円を所持している。この場に120万円を主活費にそれぞれ使い、残りの5万円を取り消したときに、甲が乙に返避すべき金額は、次のうちどれか。(司法書士562)

いずれも同意は小変。UR:EX102年)
いずれも取消しは不可。(民法21条)
単なる黙秘は許術にあたらすという主旨の出題。
人は善意の不当利得者であり、民法703条が適用される。すなわち、現

1 400万円 2 280万円 3 200万円 4 80万円

存利益の返還で足りる。

理解を促進する図解

適宜図解を挿入しているので、イメー ジしにくい複雑な法律関係を視覚的 に理解できます。

第3章 親

親族

- 血水内ではましょとん。 養子の血族 (乙) と養親 (甲) の間には、法定血族関係が生じません。 代襲相続は生じません。乙は甲の血族ではないからです。 代襲材統に関する民法887条2項の要旨を以下に挙げよう。 1487世紀に四月 80人のの/末。男の天日この10年7月 77 (1977年) 77 (1977年) 78 (1977年) 7 れを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、こ ARY、AVO」 上記の 全文中、子の子であっても、被相続人の直系卑属でない者とは、 エエッキス中、ナッナ じのつしも、数相 養子縁組<mark>前</mark>の養子の子のことを指している。 H15.10.1 養子縁組 H14.10.1 出生 X Y H16.10.1 出生 Z死亡のとき ①Xは相続しない ②YはAを代襲して相続する 実親との関係

血族関係は生じません。

登子線組をした場合に、妻子と実親との関係はどうなるか? 妻子線組をした場合に、妻子と実親との関係はどうなるか? 世がし、妻子総組をしても、妻子と実親の忠康関係が切れるわけではない。 妻子の戸籍には、養父母と並んで実父母の記載がされ、相変わらず血族1 親等の も該当することとなる。

『神歌』 300 養子縁組 (特別養子を除く)をすると、養子およびその血族と養親およびそ

『山本式記憶法』

本文は「ですます調」で、コラムなどは「であ る調」の文体をあえて混合させて記載し、メ リハリをつけ記憶に残りやすくしています。

その項目に必要な アウトプット(問題)も網羅

用語に置き換え、記述が進む

ごとに本来の正確な定義に

至るように記載しています。

参考問題を適宜掲載し、単なるインプッ トのテキストではなく、その項目に必要 なアウトプット(問題)も掲載。一体化す ることで立体的な知識が身につきます。